

社会福祉法人おつか福祉会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境を構築するため、業務改善を図り、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日 3 年間

2. 内容

目標 1 : 育児休業後に職員が復帰しやすくなるため、休業中の職員に資料送付等による情報提供を実施する。

〈対策〉

制度に関するパンフレットの配布、定期的な情報提供の実施

目標 2 : 勤続 5 年の職員に対し、連続する 3 日の特別休暇取得を推進する。

* 勤続 5 年には、産前産後休暇、育児休暇も通算する。

(休暇の条件)

基 準 日 令和 6 年 3 月 31 日時点で勤続 5 年を経過している者

取得条件 ・出勤率 80% 以上

・休暇中は給与が支払われる

取得時季 ・施設は事業の正常な運営に支障があるときは、職員の指定した時季を変更することがある

〈対策〉

該当職員に対して、年度初めに通知。

管理職が率先して取得することにより、一般職員が取得しやすい環境作り。

目標 3 : パースディ休暇の取得を推進する。(毎年取得推進)

(休暇の条件)

取得条件 ・入社時より取得可能(勤続年数は考慮しない)

・出勤率 80% 以上(入社初年度は考慮しない)

使用条件 ・休暇は 1 日とする

・パースディ休暇は給与が支払われる特別休暇とする

取得時季 ・誕生日であれば、職員の希望で取得することができる。

また誕生日に取得できない場合、誕生日の翌月中まで取得できるものとする。

・施設は事業の正常な運営に支障があるときは、職員の指定した時季を変更することがある。

〈対策〉

管理職が率先して取得することにより、一般職員が取得しやすい環境作り。

目標 4 : 有給休暇の取得を促す

〈対策〉

職員によって有給休暇取得に偏りがあり、該当職員に対して休暇を取得するように促し、決められた有給休暇数を取得するようにする。管理職などが率先して取得し、また職員に休暇の取得を促す。

目標 1~4までの実施期間はすべて計画期間(令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日)に実施する。